

県営（有）林事業仕様書

I 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、滋賀県が発注する県営（有）林事業に係る委託契約書および設計図書の実施方法等について、受託者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示すこととし、本仕様書に優先するものとする。
- (3) 本仕様書または特記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

2 一般的事項

受託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監督員の指示がある場合は、実施区域面積について出来形測量を行わなければならない。この時、設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (2) 事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。
- (3) 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか、作業員に必要な安全教育を行わなくてはならない。
- (4) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
 - ア 斜面での落下等の防止のための固定
 - イ 川、沢筋等への流入防止
 - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (5) 事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。
- (6) 火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。
- (7) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。
- (8) 事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。
- (9) 作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

II 作業

3 新植

(1) 地拵え

- ア 植付けに先立ち、造林予定地に繁茂する雑草、かん木、笹等を根際より刈払い、刈払った枝条、その他散在する障害物は、根付けの支障とならないよう幅をあけ帯状に集積するものとする。

イ 地拵えの方法は、監督員の指示によるが、林地崩壊のおそれのある箇所については、地形、地質、植生状態を十分考慮し一律的な全刈は行わないこと。

ウ 地拵えのための火入れは行ってはならない。

(2) 苗木運搬および仮植

ア 苗木運搬は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

イ 苗木は到着後、速やかに根付けるものとするが、やむを得ず当日根付けが出来ない場合は、仮植を行うこと。

ウ 仮植地は、日陰適湿で、かつ雨水の溜まらない場所を選び、根が重ならずかつ浅くならないように幹の $1/3 \sim 1/4$ を覆土して踏みつけた後、再び軽く土を覆い、日中は必ずこも、むしろ等で日除けをして乾燥を防がなければならない。

(3) 根付け

ア 根付けの適期は早春と晩秋であるが、積雪地では努めて秋植えとすること。

イ 植穴は、径および深さを 30 cm 程度に掘り起し、石礫、不良土、根株等木の生育に有害なものを取除き、底部を耕して膨軟にするとともに、乾燥しないようにしなければならない。また、植穴を一時に多く掘って日光の直射により乾燥させたり、雨水を溜めたりしてはならない。

ウ 根付けは、晴天続きのとき、直射日光の強いとき、強風のとき、霜や雪又は凍結等の害を受け易いときを避け、できるだけ無風の曇天又は降雨直前の日に行うようにしなければならない。

エ 根付けに際して苗木を携行する場合、根を露出させないように苗木袋に入れて持ち歩き、根部が乾燥しないようにしなければならない。

オ 根付けは、根をやや深めに丸まったままでなくよくほぐし、自然の状態に広げて、根穴中央に立て苗木を揺り動かしながら手で細粒土を植穴の根の回りに満たし、苗木を少し引き上げ気味にして周囲を十分に踏固めるようにしなければならない。なお、この時植穴に根の生育に有害となる石礫等が入らないように注意しなければならない。

カ 根付けは、深植え、浅植えにならないように注意するとともに、土壤の乾燥し易い箇所は幾分深植え、水はけの悪いところでは幾分浅植えとしなければならない。

キ 根付け後、乾燥を防ぐためできるだけ苗木の根元を落葉樹枝等で覆うようにしなければならない。

4 補植

(1) 新植後に発生した枯損木又は、生育見込みのない苗木の後に同一の樹種を植付ける。

(2) 補植用の苗木は新植用の苗木よりもやや大苗を用いること。

(3) 地拵え、植付け方法は、新植の要領によること。

5 施肥

施肥はなるべく根張りの外側に点状、半月状又は輪状に深さ 3 ~ 10 cm の穴又は溝を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土しなければならない。

6 下刈り

- (1) 下刈りは、特に指示しない限り植栽木の生育を阻害又は被圧する雑草、ササ類、かん木等を根際より刈払うこと。
- (2) 下刈りは、特に雑草木の成長旺盛な6月～8月に行うものとする。
- (3) 刈払った雑草木は、植栽木の根元周辺に出来る限り寄せておき、乾燥、寒害、ぼう芽等を防ぐようにしなければならない。
- (4) 下刈りに際しては、植栽木を折損したり、雪起こし用の縄を切ったりしないよう注意しなければならない。

7 根踏み

- (1) 本作業は、多雪地方のスギ、ヒノキ造林地を対象とし、融雪後、植栽木の根の浮き上がったものを踏みしめる目的で施行すること。
- (2) 植栽後の先端を軽く引張り、正しい姿勢に直して両足で根際を踏み固めること。

8 雪起こし

- (1) 雪起こしは、倒伏木をPPロープ等で力枝の付根より引張り、生育期間中曲がらずに生育させるようにしなければならない。
- (2) 本作業中は常に鎌等を携行し、徒長した力枝を除外するほか、倒伏の著しかったものの根元はよく踏み固めておくこと。
- (3) 監督員の承諾がない限り針金は使用してはならない。

9 つる切

- (1) 下刈り作業を要しなくなった造林地において、造林木に巻きつき又は樹冠に登ってこれを被覆、被圧するつる植物等を除去する。
- (2) ナタ及び鎌等を携行して、つる植物等の根際より切り除くこと。また幼令木に巻きついたものは除去すること。
- (3) 主林木以外でつる植物の巻きついたもの、もしくはこれを蔓延させるおそれのあるものは伐採すること。
- (4) 本作業は、つる植物の生長旺盛な6月～8月に行うこと。

10 枝打ち

- (1) 枝打ちの時期は、林木の生長休止期、特に晩秋から早春にかけて行うこと。ただし、厳寒期をさけること。
- (2) 枝打ちの程度は、力枝以外の枝全部、及びその上部数段の小枝を切除することを標準とし、枝打ち直後の枝下高が樹高の $1/3 \sim 3/5$ 程度となるよう実行すること。
- (3) 枝の付根に残枝を残さないよう、また樹皮を剥がさないようにし、切口は枝の着生部分の幹に平行にし、なるべく小さいものとする。なお表面は平滑であること。従って使用具は鋭利なナタ、鎌等とすること。
- (4) 林縁木は特に監督員の指示のない限り枝打ちしないこと。

1 1 除伐

- (1) 除伐は、林相を整備して目的樹種の完全な成林と健全な育成をはかるために不用樹種の伐採除去を原則とする。
- (2) 植栽木の生長に支障をきたすかん木類等は、伐倒除去しなければならない。また、植栽木中の病木、被害木、枯死木、被圧木、不整形木等の不良木についても伐倒除去しなければならないが、過度の伐採とならないよう留意すること。
- (3) 伐倒木等は、管理に支障をきたさないよう整理しなければならない。
- (4) 除伐に際しては、残存木に害を与えないようにしなければならない。
- (5) 植栽木の生育を阻害する恐れのない不用樹種は、林地保全・獣害対策の観点から可能な限り残存させること。

1 2 間伐

(1) 保育間伐（搬出を伴わない間伐）

ア 保育間伐対象木の選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下により行うこととする。

- 1 被圧木等の劣勢木、病虫獣害の被害木、分岐木および曲がり木等を主体に選木すること。また、選木にあたっては、一律の伐採率で行うのではなく、間伐後の成立密度が一定となるよう選木すること。
- 2 1の選木結果により、残存させる育成目的樹種の間隔が著しく広がってしまう場合は、その箇所については劣勢木であっても最小限残存させることとする。
- 3 有用天然木等は、育成目的樹種の生育に支障がないと見込める場合には可能な限り残存させること。
- 4 枯死木は間伐実績の対象としない。

イ 伐倒にあたっては、残存木を損傷しないように、またかかり木を生じないようにていねいに行うこと。必要に応じて後続作業の支障にならないように玉切り・枝払いを行うこと。

ウ 歩道および作業道等の付近においては、通行や利用の支障にならないように伐採方向に配慮するとともに伐倒木は片付けておくこと。

エ 伐倒木は、区域外に流出等することがないように整理すること。

オ 伐採本数の出来型管理については、「一般土木工事等施工管理基準」（平成16年12月滋賀県）の本数調整伐に準じプロット調査もしくは全数管理によることとし、これによりがたい場合は監督員との協議により決定すること。なお、伐採本数について、全数管理による場合は、監督員と協議の上変更契約の対象とすることができる。

(2) 搬出間伐（伐倒木の搬出を伴う間伐）

ア 伐採木の選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、以下により行うこととする。

- 1 病虫獣害の被害木、分岐木、劣勢木を選木するほか、優勢木のうち、より樹勢の強い他の優勢木の成長の支障となりうる木を選木すること。
- 2 その他の事項は（1）ア2～4を準用する。

イ 伐倒、出来型管理等については、（1）イ～オを準用する。

ウ 着手前に標準地等により伐採、搬出予定木を示して監督員の確認を受けること。

この場合、標準地の面積合計は施業地面積の2パーセント以上とすること。

エ 伐採木のうち、作業道の簡易構造物の材料として利用するものは搬出材として計上しないこと。

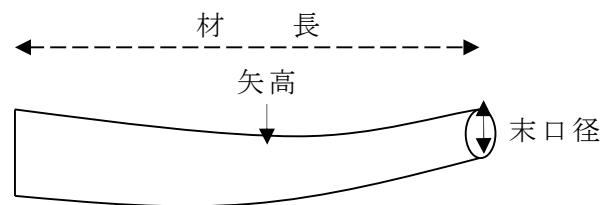
オ 伐採木のうち、市場価格に比べて搬出経費が上回ると見込まれるもの（以下「低質材」という。）については、やむを得ず搬出されたものを除き搬出材積には含めない。

カ オに規定する低質材を搬出する場合は、監督員に申し出て許可を得ること。

キ 造材にあたっては、伐採木の大小形状等を勘案し、材の価値が有利となるよう曲りや長さに配慮すること。

（ア）曲り

矢高（曲り）が最小となるよう玉切を行うこと。



（イ）長さ

末口径、長さに応じて必要な予尺をとること。

（ウ）枝払いは、枝の付け根から幹に接して平滑に削り落とすこと。

（エ）必要に応じて根張り部分を削り落とすこと。

ク 搬出にあたっては、作業日報をつけるなどし、随時搬出材積の概数を把握するとともに、定期的に監督員の確認を受けること。また、伐採木の利用率や搬出率について、監督員の確認を受けること。

ケ 搬出材は末口元口の向きをそろえて集積したうえで、樹種、末口径、長さを計測し、末口自乗法により材積を算出すること。このとき、末口は樹皮を除いて計測すること。

参考：素材の日本農林規格（昭和42年12月8日 農林省告示第1841号）

コ 搬出材は、オに規定する低質材も含め、ケで算出した材積、売払い伝票等により材積を管理すること。搬出材積は、監督員と協議を行ったうえで造材、集材等の委託数量を変更契約の対象とすることができるが、10%以内の増については原則として変更の対象としない。なお、伐採木の売払いを伴う場合、伐採木の売払い数量は搬出材積に応じて監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。

サ 造材に伴って発生した末木枝条は林地に散布すること。

シ 監督員より、販売先や販売額についての情報提供を求められた場合は、これに積極的に協力すること。

1.3 病虫害獣防除作業

（1）クマハギ防止用ビニールテープを巻き付ける対象木は原則として形状のよいスギ、ヒノキとする。なお、形状不良のため除伐や間伐の対象となるものには巻き付けを行わない。

（2）巻き付けは、原則として樹液の流動が激しくなる時期までに行うものとする。

（3）巻き付けにあたっては、山手側において地際より1.5mの高さまで20cm程度の間隔でビニールテープをらせん状に交錯するように巻き付ける。

1 4 歩道

- (1) 歩道とは造林、保育ならびに林内巡視に利用する簡易な林道歩道をいう。
- (2) 幅員は、0.3 から 0.5m を確保することを原則とするが、谷川等を渡っている場合は安全な構造とすることとし、幅員についてはこの限りとしなない。
- (3) 谷川路肩の軟弱箇所は、上方尾根側より歩道敷内に堆積した土石等で補強するものとする。
- (4) 歩道敷内にそう生した樹木、草等は根際から伐倒し歩道敷外に除去するものとする。
- (5) 階段等の補修の場合は、近辺の既伐倒木、雑木等を使用するものとするが、近辺で適当な使用材料を調達できない場合は監督員にその都度協議するものとする。

1 5 作業道

作業道は、事業地から伐採木を搬出することを目的として作設するものとし、滋賀県森林作業道作設指針に基づき実施し、事業完了時に滋賀県森林作業道チェックリスト(別紙1)を提出するものとする。

- (1) 幅員は全幅員 2.5 m 以上を確保するものとする。
- (2) 作業ポイント、車廻しを設置する場合や既設道との取付け、水処理については、監督員と協議のうえ設置するものとする。
- (3) 伐採木を利用して簡易構造物を設置する場合は、利用量を管理しなければならない。
- (4) 設計図書、特記仕様書に記載がない作業道を設置するときは、事前に監督員と協議を行うものとする。この場合、事業の完了時に作業道を撤去し、または現状に復旧させることがある。ただし、県が存置を認めた場合はこの限りでない。

1 6 環境負荷の低減対策

環境負荷の低減に取り組み、事業完了時に環境負荷低減チェックシート(別紙2)を提出すること。

1 7 作業の安全対策

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)を遵守して事業完了時に安全チェックシート(別紙3)を提出すること。